補助金

私立幼稚園就園奨励費補助

市内に居住し、私立幼稚園（市外の園も含む）に満3歳から5歳児が通園しているご家庭のうち、保育料等の経済的負担が大きい世帯に対して、所得に応じて補助する制度があります。

詳しくは、幼保支援課または、通園している各幼稚園にお問い合わせください。

【問い合わせ・申込先】 幼保支援課☎53・1088

国道32号事前通行止め

国道32号の次の区間は大雨の場合、落石や土砂崩れの恐れがあるため、全面通行止めとなることがあります。なお、国土交通省が指定する迂回路はありません。

【区間】 ①徳島県山城町西宇～大豊町高須（26・3km）②大豊町小川～大豊町角茂谷（6・2km）

【基準】 連続雨量が250mmに達したとき

【問い合わせ先】 南国国道維持出張所☎088・862・1451

香北B＆G海洋センター利用について

【利用期間】 7月1日(木)～8月31日(火)

【利用時間】 13時30分～17時、18時～21時

【休館日】 月曜日

※水温24℃以下・台風等の場合は、閉館または時間を変更する場合があります。

区　分		料金
個人	大　人	310円
	小中学生	150円
	幼　児	100円
団体(20人以上)		2割引

【注意事項】
・閉館30分前に受付終了。
・水泳帽がない場合プールの使用はできません。
・コインロッカー使用の際は、10円玉が必要です。利用後に返金されます。

【問い合わせ先】 香北支所地域振興課教育班☎59・2312

その他

香美市議会議員選挙立候補予定者説明会

9月12日執行予定の香美市議会議員選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

【日時】 7月29日（木）13時30分～

【場所】 中央公民館

【問い合わせ先】 選挙管理委員会☎53・3296

介護保険施設へ入所している方

介護保険施設へ入所、またはショートステイ（短期入所）を利用されている方で、市民税非課税世帯の方は、申請により食事代・居住費が軽減されます。所得に応じた負担限度額を自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。また、有効期限が平成22年6月末の認定証を所持し、手続きがまだの方は更新の手続きをお願いします。

【対象施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
※ケアハウス、グループホームは含みません。

【手続きに必要なもの】 介護保険被保険者証・印鑑

【問い合わせ先】 保険課介護保険係☎53・3118

水道メーターの取り替えにご協力を！

水道メーター（量水器）は、計量法により有効期限が8年間と定められています。本年度に期限を迎えるメーターを、市の指定給水装置工事事業者が『無料』で取り替えを実施します。対象となるお客様には、事前にお知らせを配布しますので、ご協力をお願いします。

【実施予定期間】 7月上旬～12月中旬

【問い合わせ先】 水道課☎53・1086

地上デジタル放送の受信相談について

地デジ　DIGITAL　レッツ！地デジ

デジサポでは、受信者からの地上デジタル放送に関する受信相談対応を強化するため、これまでの「総務省地デジコールセンター」に加えて、地域の電話番号による受信相談の受付を開始しました。お気軽にご相談ください。

☎088−813−0000
（平日９時～２１時、土・日・祝日９時～１８時）

総務省地デジコールセンター
☎0570−07−0101
（平日９時～２１時、土・日・祝日９時～１８時）
※ＩＰ電話等で、ナビダイヤルがつながらない方は☎03−4334−1111でお受けしています。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料をお知らせします

介護保険制度では、3年毎に介護保険料を見直しています。平成21年度から平成23年度の介護保険料は下表のとおりです。

平成22年度介護保険料の決定通知書は7月1日に送付しました。特別徴収※の方の本徴収額は、仮徴収額を保険料年額から差引いて計算します。なお、普通徴収（納付書等で納付）の方も、住民税が決定した後、7月1日に納入通知書を送付しています。

※**特別徴収**…1年間の保険料を、年金からの天引きで納めていただく方法です。仮徴収（3回）と本徴収（3回）に分かれます。

■仮徴収（4・6・8月）
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納める方法。

■本徴収（10・12・2月）
確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納める方法。

区　分	平成２１～２３年度保険料年額	対　象　者
第１段階（基準額×０.５）	２４，７００円	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者でその属する世帯全員が住民税非課税の方
第２段階（基準額×０.５）	２４，７００円	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の方
第３段階（基準額×０.７５）	３７，１００円	世帯全員が住民税非課税で第２段階以外の方
第４段階（基準額×０.８）	３９，５００円	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の方（世帯内に住民税課税者がいる場合）
第５段階（基準額）	４９，４００円	本人が住民税非課税で、４段階に該当しない方（世帯内に住民税課税者がいる場合）
第６段階（基準額×１.１）	５４，３００円	本人が住民税課税で合計所得金額が１２５万円未満の方
第７段階（基準額×１.２５）	６１，８００円	本人が住民税課税で合計所得金額が１２５万円以上２００万円未満の方
第８段階（基準額×１.５）	７４，１００円	本人が住民税課税で合計所得金額が２００万円以上３００万円未満の方
第９段階（基準額×１.７５）	８６，５００円	本人が住民税課税で合計所得金額が３００万円以上の方

【問い合わせ先】 保険課介護保険係　☎５３−３１１８

日本脳炎の定期予防接種について

日本脳炎の定期予防接種は、平成１７年５月から積極的な接種の勧奨を差し控えておりました。

このたび、厚生労働省の通知により**乾燥細胞培養ワクチン（新ワクチン）**について、第１期に該当する方（７歳６か月未満）に対して接種の勧奨が再開されました。該当する方には、個別にお知らせしています。

接種日において７歳６か月以上の方、および第２期（９歳以上１３歳未満）に該当する方は、現在のところ、定期の予防接種として新しいワクチンを接種することができません。

厚生労働省では、接種の機会を逃した方への対応や今後の日本脳炎予防接種について、検討しています。新たな情報や通知がありましたら、随時お知らせします。

【問い合わせ先】
健康づくり推進課　☎５９−３１５１